小峰城跡	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号	福島県白河市郭内	一七七番一のうち実測二二・二四平方メートル、一七七番九、一一七七番三三、一一七七番四八、一一七七番五〇、一一七七番五五、一一七七番五六、一一七七番五八、一一七七番六〇、一一七七番七四、一一七七番七五、一一七七番七六、一一七七番七七、一一七七番七八 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福島県教育委員会及び白河市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
吉田古墳	大正十一年内務省告示第四十九号、平成二十二年文部科学省告示第百二十八号	茨城県水戸市元吉田町字東組	三四三、三四六、三五六のうち実測一三・八四平方メートル、三五八番二のうち実測一八〇・四八平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び水戸市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
高山社跡	平成二十一年文部科学省告示第百十三号	群馬県藤岡市高山字竹之本	二三六番二のうち実測三〇・五一平方メートル、二四一番一のうち実測六四・三三平方メートル
中里貝塚	平成十二年文部科学省告示第百四十三号	東京都北区上中里二丁目	八番三、八番四、八番五

○文部科学省告示第百五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
鷲ノ木遺跡	平成十八年文部科学省告示第四号	北海道茅部郡森町字鷲ノ木町	四九五番一、四九五番三、四九五番四、四九五番九、四九九番二のうち実測一七二一二八・一二平方メートル、四九九番三、五〇三番二、五〇三番六、五〇三番九 北海道茅部郡森町字鷲ノ木町四九九番一と同五〇三番六に挟まれ同五〇二番と五〇三番九に挟まれるまでの道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び森町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
仙台城跡	平成十五年文部科学省告示第百三十七号、平成二十二年文部科学省告示第十八号	宮城県仙台市青葉区川内上	一番一四、一番一五

八メートル、Y＝マイナス三〇二八六、三五九メートル）、一一地点（X＝マイナス二九〇三・三〇一メートル、Y＝マイナス三〇二八四・三六九メートル）、一二地点（X＝マイナス二九〇五二・二六〇〇メートル、Y＝マイナス三〇二八四・四〇六メートル）、一三地点（X＝マイナス二九〇五六・七五二メートル、Y＝マイナス三〇二七九・九六メートル）、一四地点（X＝マイナス三〇五・九〇五八メートル、Y＝マイナス二九〇・一〇九メートル）、一五地点（X＝マイナス二九〇九・九五メートル、Y＝マイナス三〇二七・一六メートル）、一六地点（X＝マイナス二九〇九・五〇一メートル、Y＝マイナス三〇二七・五四メートル）、一七地点（X＝マイナス二九〇八・四八三メートル、Y＝マイナス三〇二七・四四メートル）、一八地点（X＝マイナス二九〇八・〇八〇メートル、Y＝マイナス三〇二七・〇二五メートル）、一九地点（X＝マイナス二九〇七・二四三メートル、Y＝マイナス三〇二七・二一〇メートル）、二〇地点（X＝マイナス二九〇七・一二二メートル、Y＝マイナス三〇二七・〇一二メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。